

令和 7 年（2025 年）第 2 回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第 1 号

日時 令和 7 年（2025 年）6 月 12 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|----|----|----------|--|
| 日程 | 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 2 | | 会期の決定について |
| 日程 | 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 | 4 | | 行政報告 |
| 日程 | 5 | 請願第 2 号 | 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める
請願 |
| 日程 | 6 | 報告第 1 号 | 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計繰越明許費
の報告について |
| 日程 | 7 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計繰
越明許費の報告について |
| 日程 | 8 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計繰越
明許費の報告について |
| 日程 | 9 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 | 10 | 議案第 32 号 | 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定につい
て |
| 日程 | 11 | 議案第 33 号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程 | 12 | 議案第 34 号 | 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例の制定について |
| 日程 | 13 | 議案第 35 号 | 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算
（第 2 号）について |
| 日程 | 14 | 議案第 36 号 | 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険特別会
計補正予算（第 1 号）について |

日程 15 議案第 37号 令和7年度(2025年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について

日程 16 議案第 38号 令和7年度(2025年度)鹿追町介護保険特別会計業会計補正予算(第1号)について

日程 17 議案第 39号 財産の取得について

日程 18 議案第 40号 財産の取得について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(10人)

1番 佐々木康人議員	2番 黒井 敦志議員	3番 金子 孝伸議員
4番 青砥 敏一議員	5番 山口 優子議員	6番 欠番
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 安藤 幹夫議員
10番 清水 浩徳議員	11番 上嶋 和志議員	

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	渡 辺 雅 人
代表監査委員	野 村 英 雄
農業委員会会長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総務課長兼会計管理者	武 者 正 人
総務課財政担当課長	高 瀬 俊 一
総務課主幹(消防署長)	桑 折 琢 也
企 画 課 長	草 野 礼 行

町 民 課 長	大 上 朋 亮
子 育 て 支 援 課 長	米 澤 裕 恵
農 業 振 興 課 長	城 石 賢 一
保 健 福 祉 課 長	渡 辺 弘 樹
保 健 福 祉 課 主 幹	佐 藤 裕 之
商 工 観 光 課 長	大 西 亮 一
建 設 水 道 課 長	高 橋 龍 也
ジオパーク推進課長	萩 生 田 訓 考
瓜 幕 支 所 長	高 井 宏 行
国民健康保険病院事務長	褒 岩 由 美 子
総 務 課 総 務 係 長	最 上 佐 緒 里
総 務 課 財 政 係 長	鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長	宇 井 直 樹
社 会 教 育 課 長	平 山 宏 照
社 会 教 育 課 主 幹	早 川 昌 映

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長	津 川 修
---------	-------

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	東 原 孝 博
書 記	川 瀬 直 美

令和 7 年（2025 年） 6 月 12 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開議

○議長（上嶋和志）

ただいまから、令和 7 年（2025 年）第 2 回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程 1 会議録署名議員の指名

○議長（上嶋和志）

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により 9 番、安藤幹夫議員、10 番、清水浩徳議員を指名します。

日程 2 会期の決定について

○議長（上嶋和志）

日程 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 7 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

会期は本日から 6 月 18 日までの 7 日間と決定しました。

日程 3 諸般の報告

○議長（上嶋和志）

日程 3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に監査委員から令和 7 年（2025 年）2 月分、3 月分、4 月分の出納検査報告書が提出されました。

その写しをお手元に配付しておりますので御参照下さい。

これで、諸般の報告を終わります。

日程 4 行政報告

○議長（上嶋和志）

日程４、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和７年（２０２５年）第２回鹿追町定例会が開催されるに当たり、行政の諸般について、御報告を申し上げます。

まず最初に、５月４日と５日、２日間にわたりまして、第１６回十勝カップ北海道中学生柔道選手権大会が、本町のスポーツセンターで開催をされております。

大会の実行委員長は、菊池輝夫様でございます。

参加人員としては、道内各地から４５０名、団体数でいうと６１団体と非常にたくさんの方に参加をしていただきました。

４日の日が競技、それから５日の日はクリニックというかたちで、４日の開会式に出席させていただきました。

地元の鹿追町の選手も出場をしておりましたけれども、惜しくも入賞には至りませんでした。これは非常にたくさんの方が鹿追を訪れていただいて、本当にスポーツセンターのアリーナがいっぱいになるぐらいの非常に規模の大きな大会ということでございます。

地元の柔道連盟をはじめ、教育委員会等々、大変御尽力をいただいて、コロナ禍を除いて継続している大会ということで、非常に素晴らしい大会だなと思っているところであります。

次に５月１４日と１５日、２日間にわたりまして、東京と大阪に行ってまいりました。

鹿島建設の本社を訪ねて、社長さんがいらっしゃいませんでしたから、押味会長さん、それから地域環境資源センター、これも東京ですけれども、ここで長年お務めになった仲家専務がいらっしゃるのですけれども、今回の役員改選で退任をされるということで、挨拶も兼ねて行ってまいりました。

それから大阪まで足を伸ばしまして、エア・ウォーターの本社を訪ねて松村社長さんにお会いをしてきたところであります。

鹿島建設、それからエア・ウォーターにつきましては、本町のバイオガス、あるいは水素事業でいろいろお世話になっているところであります。現況もありますけれども、将来に向けてのいろいろな実証事業、新規の実証事業等について、協力をお願いをしてまいりました。また、今、調査を進めています３つ目のバイオガス施設整備に向けての意見交換等

を行ってきたところであります。

次に5月18日には、令和7年度（2025年度）の鹿追消防団の春季消防演習が、消防庁舎前の訓練場のほうで行われました。団員39名、それから来賓30名、消防後援会、それから一般の方等と100名以上の参加で行われたところであります。

小隊訓練、それから火災初動対応訓練、一斉放水、分列行進、しっかりと訓練された様子の披露をしていただきました。

また、表彰式がその後行われまして、32名の団員さんに消防庁長官表彰、あるいは日本消防協会精績章、勤続表彰等々、感謝状が贈られたところでございます。

次に5月19日には、令和7年度（2025年度）鹿追町観光協会の定期総会が役場で開かれたわけであります。

議事のほうでは、6年度（2024年度）の事業の関係の報告、とくにシカオイグラフィックス総合版の町内全戸配布、それから羅臼とのいろいろなやりとり、ふるさと産業まつりの出店、あるいは昨年は技能士会による然別湖弁天島の白蛇殿修繕、こういったことが行われたことが報告されました。

また、7年度（2025年度）の事業計画、情報発信・PRの強化、あるいは中心市街地のにぎわいづくりへの新たなイベントの開催、引き続き、羅臼の観光交流の実施等々が提案されたわけであります。

さらに特産品ファンクラブにつきましては、令和8年度（2026年度）に向けて、観光協会のほうに引き継ぐというかたちでいろんな規定の整備をしているところでございます。

同じく5月19日夕方、令和7年度（2025年度）の鹿追町商工会総会がほほえみプラザで開かれたところであります。

現在会員が157名いるということでございます。

6年度（2024年度）の各種事業の報告のほか、今年度の事業としては引き続き、経営改善普及事業、あるいは地域振興事業、花火大会、イベント、あるいは今回予算の提案をさせていただくプレミアム商品券、生活応援セール等々の事業の展開をしていくという提案があつて原案どおり承認をされているところであります。

5月20日には、特別敬寿祝いということで、もみじの里に入所されている五十嵐俊子さんが100歳をお迎えになられたということで御家族の方とともに、長寿のお祝いをして、町のほうから特別敬寿祝い金と記念品の贈呈を行ったところでございます。

次に5月21日から29日にかけて、鹿追町とストニィブレイン町姉妹提携締結40周年記

念友好訪問団派遣事業ということで、私、それから議会のほうからは上嶋議長さん、それから山口委員長さん、そのほか教育委員会、教育委員さんから、農業委員会からは菊池会長さん、J A、商工会等々、それから職員の随行3名と一般公募5名、合計15名で訪問をしてまいりました。

同時に北海道とアルバータ州の45周年の記念式典もあったということで、当初、着いて2日間の日程は北海道とアルバータ州の45周年の事業に、全員はなかなか参加できなかったもので、私と議長と職員ということで、2日間は、この45周年の記念事業にも同席をさせていただきました。

北海道の方からは、浜坂副知事を団長とする職員等々で10名、それから道議会のほうからは冨原議長さんを議員団の団長とする10名、北海道関係で約25名の方が御参加をしておられました。

あと、アルバータ州との姉妹都市の関係では、オホーツク管内の湧別町から町長と職員2人が出席をしていたということでございます。

行程はいろいろありますが、5月21日に着いて5月22日と23日のこの2日間については、先ほどお話ししました北海道とアルバータ州の記念行事に参加をさせていただきました。

そのほかの訪問団の皆様それぞれ、ストニブレイン町の視察だとか、あるいはホームステイの皆さんとの交流ということで過ごしていただきまして、24日はストニブレイン町との記念祝賀会等々がありましたので、これは訪問団全員で参加をさせていただいたところであります。

25日の日にストニブレイン町を離れましてバンフのほうにちょっと足を延ばさせていただいて、視察をして29日に無事、鹿追町に戻ったということであります。

今回の訪問団の関係については、後日、報告書というかたちで作成をされる予定になっておりますので、その際に詳細を御覧いただければと思っている次第であります。

5月27日には、北海道基地協議会の第1回役員会と総会が名寄市で開催をされました。私はカナダに行っておりますので、松本副町長に出席をさせていただきました。

この関係につきましては、本町も役員をさせていただいています。いろいろ事業計画等、それから6年度（2024年度）の事業報告等のほか、役員の関係では、副会長がこの組織4人だったのですが、1名増員をして、第5旅団の所在地に米沢市長が副会長に就任をするという役員改選がされたということでございます。

基地協議会の関係につきましても何回かお話をしておりますけども、基地交付金、あるいはそういう財政支援の関係が主なところであります。総務省、あるいは防衛省等々から来賓もお見えになっていたということでございます。

引き続き、次の日に、もう一つの北海道全体の組織である北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の役員会・定期総会が旭川のほうで開催をされましたので、副町長に名寄から今度旭川まで走ってもらって、総会にも出席をしていただいたところであります。

基地協議会は、主に自衛隊の体制整備等々の関係についていろいろな要請活動をしている組織ということでございます。今年の3月に新たに就任をされた井土川北部方面総監による講話等々があったと聞いているところであります。

それから、5月30日、JA鹿追町の第77回の通常総会が開催をされて、出席をしてきました。

現在、JA鹿追町組合員が264人ということでございます。

令和6年（2024年）の農産物の販売高が258億6,400万余り、前年5%の増、過去最高という報告がなされました。

町全体の生産額については270億5,500万円ということでございます。

経常利益、当期剰余金等々の報告がありました。経常利益については3億8,520万円、当期剰余金については3億3,982万円、当期末処分剰余金が3億7,454万円等々の報告がなされたことでところであります。

提案の議案については全て原案のとおり承認がされまして、現在、第11次の農業振興計画の中でいろいろ事業が進められているということでありますけども、この目標の達成に向けて事業推進していくという木幡組合長からの話があったところであります。

6月2日には、鹿追町01農業塾、今年度の開講式が関係機関の皆さんの出席をいただいて開催をされました。

今回の塾生については、25期生ということで5名の方が、新たに入塾をしていただきまして、この塾については2年間ということですので、24期生の塾生4名と9名で今年度の活動をしていくということでございます。

それから6月2日には、第75回「社会を明るくする運動」鹿追町実施委員会が開催をされました。

社会を明るくする運動については保護司の皆さんが中心になりまして、開催をされるところであります。

7月がこの社明運動の強調月間ということで、全国的にいろんな事業が展開されるわけですが、本町においても例年どおり、広報活動としては各学校等にこののぼりの設置、あるいはチラシの配布を実施するとともに、7月6日に毎年恒例である中央公園においてファミリー夕食会を開催すること等を実施委員会のほうで決定をさせていただいたところであります。

前日の7月5日には白蛇姫まつりが開催をされるということです。

昨年は、多分当日ちょっと雨が降って、月曜日に延期になったということでありましたが、今年もこれは外の行事で天気はちょっと分かりませんが、できるだけこの天候に恵まれてたくさんの方がお越しをいただけるように思っているところであります。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

これで行政報告を終わります。

日程5 請願第2号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願

○議長（上嶋和志）

日程5、請願第2号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願を議題とします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって本件は産業厚生常任委員会へ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程6 報告第1号 令和6年度（2024年度）鹿追町一般会計繰越明許費の報

告について

○議長（上嶋和志）

日程 6、報告第 1 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第 1 号は、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条の第 2 項の規定に基づきまして、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告するをいたしまして、総務費、総務管理費で、定住促進住宅建設奨励事業は 8 戸分で 380 万円としましたが、5 戸分 250 万円の繰越し。

重点対策加速化事業で 665 万円の補正どおりの繰越し。

物価高騰対応重点支援給付金事業は 2,068 万 4,000 円としましたが、714 万 5,000 円の繰越し。

物価高騰対応商品券発行事業で 3,226 万 1,000 円の補正どおりの繰越し。

衛生費、清掃費で、十勝圏複合事務組合負担金、汚泥処理設備更新分で 1,000 円の補正どおりの繰越し。

農林費、農業費の道営土地改良事業費で 4,365 万 6,000 円の補正どおりの繰越しであります。

以上、3 つの款にわたります事業の繰越額の合計は 9,221 万 3,000 円で、財源内訳は、国・道支出金が 5,920 万 5,000 円、その他財源が 1,776 万円、一般財源が 1,524 万 8,000 円として繰越しとなるものであります。

以上、令和 6 年度（2024 年度）一般会計繰越明許費について御報告いたしました。

御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

よって、報告第1号は報告済みといたします。

日程7 報告第2号 令和6年度（2024年度）鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告について

○議長（上嶋和志）

日程7、報告第2号、令和6年度（2024年度）鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第2号は、令和6年度（2024年度）鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）鹿追町簡易水道事業会計繰越明許費について、次のとおり報告するといたしまして、資本的収支の資本的支出、建設改良費の事業名が簡易水道等施設整備事業で、130万円を繰越明許とするものであります。

なお、財源内訳は国庫補助金が43万3,000円、その他が86万7,000円となるものであります。

以上、令和6年度（2024年度）簡易水道事業会計繰越明許費について御報告いたしました。

御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

よって、報告第2号は報告済みといたします。

日程8 報告第3号 令和6年度（2024年度）鹿追町下水道事業会計繰越明許

費の報告について

○議長（上嶋和志）

日程 8、報告第 3 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第 3 号は、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計繰越明許費の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計繰越明許費について、次のとおり報告するをいたしまして、資本的収支の資本的支出、建設改良費の事業名が農業集落排水処理施設更新事業、1 億 8,869 万 3,000 円の繰越明許とするものであります。

なお、財源内訳は国庫補助金が 9,434 万 6,000 円、企業債が 9,250 万円、その他が 184 万 7,000 円となるものであります。

以上、令和 6 年度（2024 年度）下水道事業会計繰越明許費について御報告いたしました。

御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

よって、報告第 3 号は報告済みといたします。

日程 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（上嶋和志）

日程 9、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分といたしました事由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布され、令和7年（2025年）4月1日から施行されますことから、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであり、主な改正点は大きく3点ありまして、1点目が固定資産税関係で、大規模修繕が行われたマンションに係る固定資産税の減免措置の適用について。

2点目が軽自動車税関係で、一つ目が軽自動車税、車種別の課税標準区分の見直しと、二つ目がマイナ免許証の運用開始に伴う改正についてであります。

3点目が条文の整理となっております。

以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

御審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

承認第1号は承認することに決定しました。

日程10 議案第32号 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程10、議案第32号、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第32号は、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、公布され施行されますことから、条例の一部を改正するもので、主な改正点は3点であり、1点目が個人町民税関係で、特定親族特別控除の創設について。

2点目がたばこ税関係で、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例について。

3点目が公示送達制度の見直しについてであります。

以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 33 号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 33 号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 33 号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に施行されたことに伴い、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正するとともに、北海道から令和 7 年度（2025 年度）の市町村国保事業納付金額の通知があり、令和 7 年度（2025 年度）における国民健康保険加入者の所得による税額の推計により、条例の一部を改正する必要があるため、この内容を町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、過日、答申を得ましたので、所要の改正をいたしたく提案するもので、主な改正点は 3 点で、1 点目が国民健康保険税の基礎賦課額の限度額を 1 万円、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を 2 万円の合計 3 万円引上げ、課税限度額合計を 106 万円から 109 万円とすること。

2 点目が国民健康保険税額の見直しで、医療費給付分の所得割を 6.4%から 7.8%に、後期高齢者支援金分の所得割を 1.5%から 1.9%にそれぞれ改めるものであります。

3 点目が国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、被保険者等の数に乘ず

る 5 割軽減の基準を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に、2 割軽減の基準を 54 万 5,000 円から 56 万円にそれぞれ引き上げるものであります。

以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 34 号 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 12、議案第 34 号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 34 号は、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定による条例の制定及び改正の徹底が図られることから、標準化に実装されております住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表に追加し、併せて文言の整理を行うものであります。

以上、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 35 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 13、議案第 35 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 35 号は、令和 7 年度（2025 年度）一般会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるいたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ、1 億 3,647 万 6,000 円を追加しまして、総額を 81 億 3,843 万 5,000 円とするものであります。

第 2 条は地方債の補正変更についてであります。

補正の内容につきまして、歳出 33 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、企画振興費の報償費で 32 万円、需用費合計で 10 万 3,000 円、役務費で 7,000 円、委託料で 21 万 9,000 円のそれぞれ追加。

ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域の委託料で 1,100 万円の追加。

デジタル推進費の報償費で 29 万 7,000 円、需用費、食糧費で 3,000 円、委託料で 741 万 2,000 円、使用料で 475 万円のそれぞれ追加。

民生費、社会福祉費、心身障がい者特別対策費の需用費、修繕料で 27 万 7,000 円、役務費で 2 万 8,000 円、備品購入費で 2 万 4,000 円のそれぞれ追加。

在宅福祉費の負担金で 9 万円の追加。

衛生費、保健衛生費、トリムセンター費の備品購入費で 80 万 8,000 円の追加。

清掃費、清掃総務費の報酬で 199 万 6,000 円、職員手当等で 61 万 1,000 円、需用費、消耗品費で 76 万 2,000 円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、産業後継者対策費の旅費で 24 万 4,000 円、負担金で 11 万円のそれぞ

れ追加。

款項、商工費、商工業振興費の負担金でくらし応援事業で合計 1,800 万円の追加。

観光費の委託料で 412 万 2,000 円の追加。

魚族資源保護対策費の需用費合計で 73 万 6,000 円の追加。

款項、消防費、常備消防費の負担金で 254 万 6,000 円の追加。

教育費、教育総務費、教育振興費の需用費、修繕料でペンギンハウス改修等で 6,200 万円、負担金で 18 万 6,000 円のそれぞれ追加。

共同調理場費の旅費で 20 万 6,000 円の追加。

中学校費、学校管理費の職員手当等で 53 万 4,000 円の追加。

社会教育費、図書館費の備品購入費で 132 万 3,000 円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で合計 1,776 万 2,000 円の追加であります。

次に、歳入 30 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 6,393 万 3,000 円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で 2 万 3,000 円の追加。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 931 万 4,000 円の追加。

教育費国庫補助金の教育総務費補助金で合計 3,100 万円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で 1 万 1,000 円の追加。

繰入金、特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金で 4 万 5,000 円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で合計 425 万円の追加。

款項、町債、教育債の教育総務債で 2,790 万円の追加であります。

次に、27 ページの第 2 表の地方債補正変更について御説明いたします。

起債の目的は、一般補助施設整備事業で限度額に 2,790 万円を追加し、補正後の限度額を 3,060 万円とし、限度額以外に変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10 番、清水浩徳議員。

○10 番（清水浩徳）

34 ページ、在宅福祉費、地域ふれあいサロン事業補助金であります。新規の団体や見直しを行った団体に対する補助金の内訳についてお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、渡辺弘樹保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺弘樹）

はい。

ただいまの質問の関係でお答えさせていただきます。

まず、この地域ふれあいサロン事業補助金ですけれども、各団体への補助金、規定を定めておりますが、この交付要綱、実は4月1日付に遡りまして、一部増額という形で改正したために金額が増えたというものであります。

この地域ふれあいサロン事業につきましては、二つほど該当事業がございます。

一つ目が介護予防体操事業、二つ目が高齢者サロン事業であります。

それでまず今回、交付要綱を改正した内容なのですが、介護予防の体操事業につきましては、年間の延べの参加者人数に応じて、補助金を交付しておりましたが、改正前は参加人数が120人以上、年間120人以上で一律1万円という補助だったものなのですが、こちらの参加人数を5段階に区分を分けまして、それぞれ補助するということに変更したために既に補助の申請がございました「ふまねっとの会」の補助金を増額したものであります。

こちらのふまねっとの会の補助金額は、改正前1万円から、人数によって変わったところで5万円というふうに改正により、4万円の増額となるものであります。

そして、次に高齢者のサロン事業です。

こちらは交付要綱等の改正は特にごさいませんでした。既に申請のありました「友遊マージャンサロン事業」、それから「2010年の会」こちらが令和7年度（2025年度）の予算要求時点で参加人数をある程度予測というか、6年度（2024年度）と同額で予定しておりましたが、参加人数が増額となったため、補助額が増えたというものであります。

友遊マージャンサロン事業は、2万4,000円増額で12万円。

2010年の会は2万6,000円の増額で、3万4,000円となります。

こちらの三つの団体への補助額の増額、合計で9万円となるものであります。

以上です。

○10 番（清水浩徳）

了解。

○議長（上嶋和志）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 36 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 14、議案第 36 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 36 号は、令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 638 万

9,000 円を追加しまして、総額を 7 億 808 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 44 ページより御説明いたします。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付分の負担金で 640 万 7,000 円の追加。

後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金で 1 万 3,000 円の減額。

項目、介護納付金分の負担金で 5,000 円の減額であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 87 万 8,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 178 万 1,000 円のそれぞれ追加。介護納付金分現年課税分で 165 万 9,000 円の減額。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で合計 538 万 9,000 円の追加であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 37 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康病院事業会計
補正予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第 37 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 37 号は、令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
となるものです。

第 1 条、令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は次に
定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補
正であり、5、建設改良事業、1、有形固定資産購入費 4,006 万円に 269 万 1,000 円を追
加しまして、4,275 万 1,000 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきまして
は、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 72 万 8,000 円を追加し、補正後の額を 6
億 6,475 万 6,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 72 万 8,000 円を追
加し、補正後の額を 6 億 6,475 万 6,000 円に改めるものであります。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本
的収入が資本的支出額に対して不足する額 2,174 万 5,000 円に 269 万 1,000 円を追加し、
2,443 万 6,000 円に改め、支出の補正は第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費に 269
万 1,000 円を追加し、補正後の額を 5,435 万 7,000 円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきまして、次ページの補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、病院事業収益、医業収益、その他医業収益
で 72 万 8,000 円の追加。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、経費で合計 72 万 8,000 円の追加であり

ます。

次に資本的収入及び支出の支出につきましては、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で、器械備品購入費 269 万 1,000 円の追加であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 38 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 1 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 16、議案第 38 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 38 号は、令和 7 年度（2025 年度）介護保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 4 万 5,000 円を追加しまして、総額を 5 億 7,156 万円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 55 ページより御説明いたします。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金の繰出金で一般会計 4 万 5,000 円の追加であります。

次に、歳入前ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 2 万 1,000 円の追加。

款項、支払基金交付金、地域支援事業交付金の現年度分で 2 万 4,000 円の追加となるものであります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 39 号 財産の取得について

○議長（上嶋和志）

日程 17、議案第 39 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

日程 17、議案第 39 号、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、小型除雪車購入一式であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、北海道川崎建機株式会社帯広支店、株式会社中島自工、有限会健勝重建、有限会社日吉鐵工車輛、有限会社佐々木自動車、以上 5 社を指名し、有限会健勝重建、有限会社日吉鐵工車輛、有限会社佐々木自動車がそれぞれ都合により辞退したため、2 社により 6 月 2 日入札しました結果、入札金額を 3,663 万円といたします帯広市西 20 条北 1 丁目 3 番 32 号、株式会社中島自工、代表取締役中島慎司氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を提携締結中であります。なお、落札率は 98.78%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 40 号 財産の取得について

○議長（上嶋和志）

日程 18、議案第 40 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 40 号は財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

小・中学校校務用コンピューターにつきましては、前回、平成 30 年度（2018 年度）に更新しておりましたが、前回同様に北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用して更新するものであり、備荒資金組合と落札業者が売買契約を締結し、備荒資金組合が一旦購入した後に市町村へ譲渡するもので、現在仮契約を締結中であり、議決後におきまして、本契約を締結することになっております。

また、町へ譲渡されました後に取得金額に利息を付して、5 年間で備荒資金組合で支払うもので、当初予算におきまして、令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間の債務負担行為として設定をしております予算の範囲内となっております。

内容について御説明いたします。

取得財産は、小・中学校校務用コンピューター購入一式であります。

契約の方法は、町が備荒資金組合から委任され、指名競争入札により、有限会社デンキショップ、井出薬房、株式会社もりずみ、株式会社浅野青果、有限会社おかもと、以上5社を指名し、株式会社浅野青果が辞退したため、4社により4月28日に入札しました結果、契約金額を1,789万7,000円とし、これに備荒資金組合が定める年利1.1%で5年分の利子分、56万5,903円を加えた1,846万2,903円が取得金額となるものであります。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、鹿追町瓜幕西1丁目9番地、井出薬房、井出健一氏であります。

なお落札率は99.88%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 11 時 6 分